

お客様各位

## 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では長期間利用いただいていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和4年(2022年)1月1日以降開設する普通預金口座(総合口座、決済用口座含む)および貯蓄預金口座について、下記の通り「未利用口座管理手数料」を新設させていただくと共に、対象の未利用口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の「自動解約」に関する規定を新設いたします。

本手数料は、2年以上お取引が無く、下記未利用口座となった場合にのみご負担いただくもので、日頃ご利用いただいているお客様の口座は対象となりません。今後ともお客様へのサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い致します。

記

### 1. 未利用口座管理手数料

年間1,320円(税込) ※ご負担いただいた本手数料のご返却には応じかねます。

### 2. 適用開始日

令和4年1月1日(土)より

### 3. 適用対象口座

令和4年1月1日以降開設する普通預金口座(総合口座、決済用口座含む)および貯蓄預金口座

### 4. 未利用口座となる口座

最後のお取引から2年以上、一度もお取引が無い口座が対象となります。(お取引にはご入金(当該口座利息入金を除く)、払戻し(本件手数料引落しを除く)が該当します。)

ただし、次の口座は未利用口座の対象から除きます。

- ・預金残高が10,000円以上の口座
- ・同一店舗に融資取引(当座貸越を含む)があるお客様の口座(※)
- ・同一店舗に定期性預金、出資金、国債・投信等金融資産のお取引がある口座(※)

※「顧客番号」が異なる場合は異なるお客様とみなします。

※盗難、紛失等により利用停止されている口座も対象となります。

※通帳記帳はお取引に該当しません。

### 5. 未利用口座となった場合のお取り扱い

(1) 対象口座をお持ちのお客様に対し、当金庫にお届けされているご住所へ「ご案内」を郵送いたします。

(2) 「ご案内」を郵送した月の翌々月まで引き続きお取引もしくはご解約が無い場合、郵送した月の約3ヵ月後に本手数料を引落しいたします。

(3) 引き続きお取引もしくはご解約が無い場合は、翌年以降も本手数料を引落しいたします。

(4) ただし、口座残高が本手数料に満たない場合は、口座残高全額を本手数料の一部に充当し、当該口座を自動解約いたします。

※「ご案内」が延着または到達しなかった場合にも、通常到達が見込まれる日に到達したものとみなします。

※自動解約させていただいた口座の再利用は出来ません。

以上